

## 各種申請に係る手数料を改正

# 認定、変更承認などアップ 検定、型式試験などは値下げ

警察庁は、全日遊連会議室でホール(全日遊連、日遊協、同友会、余暇進、PCSA)、遊技機メーカー(日工組、日電協)、販社(全商協、回胴遊商)の各団体に対して、各種申請に係る手数料を規定した政令の改正案を説明した。同庁は12月14日、同改正案を警察庁ホームページにアップし、一般から意見(パブリックコメント)を募集した。同案の内容は、遊技機メーカーの認定、検定、遊技機試験、型式試験等の手数料に関する部分(風営法施行令第十条の二)、ホールが支払う営業許可、変更承認手数料に関する部分(同第十六条)のそれぞれ積算の変更で、根拠となる法令の条項は風営法第二十条(遊技機の規制及び認定等)第8項及び第四十三条(手数料)となっている。4月1日から施行される。

(詳細は警察庁ホームページの「政策」→「パブリックコメント」欄を参照)

## 政令改正案の説明要旨

平成24年12月14日に公示された政令改正案(手数料関係)について、行政当局からの説明は要旨以下の通りです。

### 1 改正の経緯について

昨年10月の総務省の勧告で、指定試験機関における型式試験の手数料が収入超過の状態にある事が問題として指摘されたことが発端である。

型式試験の積算材料を集めて検討し、関連して遊技機試験(これは現在実際には行われていない)についても検討することになった。さらに認定・検定においても、型式試験・遊技機試験と同じ試験事務内容が含まれていることから、結局認定・検定等全体を見直さざるを得ないことになった。政令の中で許可・変更の承認の手数料が規定されているが、平成

12年以降改正されておらず、また平成16年の規則改正により、当時から比ベチェックする時間等も異なっている。新しい単価を基に改正しなくてはならなかった(型式の同一性を営業所に行つて確認する作業を、現行の時間に合わせる等の改正が必要)。

### 2 改正作業について

ご承知のように風営法の下位に政令があり、更に内閣府令・規則がある。今回は政令のレベルであり、内閣の命令として閣議決定を要する。したがって、各省庁との

合議、内閣法制局(以下「法制局」という。)の審査が必要となる。特に今回は、内閣法制局との詰め時間に費やした。

### 3 施行令第十条の二の表

(検定、試験)の注：別表1参照

これについて考慮した点は、以下の通り。

- ① 試験途中で不適合と判明して終了(即交付運用)した比率を考慮した削減
- ② 平成12年以降の最新機器の使用による遊技機の複雑化への対応や試験事務の合理化
- ③ 平成12年以降の人件費・物件費の変動
- ④ 平成16年以降の試験項目増等、試験事務の実態の変化

・「検定を受けようとする者」については、(一)の型式試験を受けたもの以外は現在実態が無い。  
(二)については減額となっている。  
・「遊技機試験を受けようとする者」について大幅にアップしているが、ホールから直接持ち込むような実態は現在無い。  
・「型式試験を受けようとする者」では、ぱちんこ、回胴式とも現在ほとんどがマイクロプロセ

別表1

遊技機の認定、遊技機の型式の検定又は指定試験機関が行う認定若しくは検定に必要な試験に係る手数料の標準

(単位:円)

政令で定める者	区分	現行	改正案	増減
認定を受けようとする者	(一) 遊技機試験を受けた遊技機について認定を受けようとする場合	2,700	2,200	-500
	(二) 検定を受けた型式に属する遊技機(遊技機試験を受けたものを除く。)について認定を受けようとする場合	2,720	4,340	+1,620
	(三) (一)又は(二)の遊技機以外の遊技機について認定を受けようとする場合			
検定を受けようとする者	(一) 型式試験を受けた型式について検定を受けようとする場合	6,300	3,900	-2,400
	(二) 検定を受けようとする都道府県公安委員会以外の都道府県公安委員会の検定を受けた型式(型式試験を受けたものを除く。)について検定を受けようとする場合	18,000	6,300	-11,700
	(三) (一)又は(二)の型式以外の型式について検定を受けようとする場合			
遊技機試験を受けようとする者				
型式試験を受けようとする者	(一) ぱちんこ遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合			
	1 特定装置が設けられているもの(連続して作動させることができるものに限る。)			
	(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,524,200	1,442,000	-82,200
(二) 回胴式遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合				
1 マイクロプロセッサを内蔵するもの	1,810,200	1,628,000	-182,200	

備考関連	現行	改正案	増減
検定を受けた型式に属する遊技機(遊技機試験を受けたものを除く。)について認定を受けようとする者が当該都道府県において同時に当該遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について認定を受けようとする場合における2台目以降の加算額	20	40	+20

ッサー内蔵のものであり、これについては大幅な減少となっている。

#### 4 施行令第十条の二の表(認定)について

別表1参照

「認定を受けようとする者」については、現在(一)、(三)は実態が

無い。

(二)については、検定に適合しているかどうか営業所で現地確認の必要があり、これに伴う移動費の考え方を整理したことから、額がアップしている。

表の備考欄にあるように、4340円は、一型式の場合である。型式が異なればその分手間がかかるので、型式ごとに分けて考える。2台目以降の40円ごとの加算は同一型式内での台数増分である。従来はその点に分かりにくい規定ぶりであった。

今回の改正は、営業所への移動費、チェック時間を加算した。現在の積算は、営業所への移動費を1台ごとの加算額の中に含めていたが、そもそも移動費は一台ごとに加算されるような性格のものではないので、営業所への移動費(1往復分)として2800円を抜き出した。40円はチェック費用を積算してアップした。

#### 5 施行令第二六条の表(営業許可、変更承認)について

別表2参照

(一)の「認定を受けた遊技機以外の遊技機」がないケースは余り考えられないが、人件費・物件費のマイナス分を考慮して減額となった。

(二)のケースが大半で

あるが、現行は、

①基本料2万7000円+②20円×検定機の台数+③特定未認定遊技機に係る認定手数料額から2700円を引いた額×台数で実態は、大半が①②のみで考えられる。認定機の数には加算しない。

今回の改正は、営業所への移動費、チェック時間を加算した。現在の積算は、営業所への移動費を1台ごとの加算額の中に含めていたが、そもそも移動費は一台ごとに加算されるような性格のものではないので、営業所への移動費(1往復分)として2800円を抜き出した。40円はチェック費用を積算してアップした。

特定未認定遊技機がある場合には2度営業所へ赴くことになるので、5600円とした。また、型式ごとに詳細な書面審査を要する(諸元表等の確認)ので、2400円×型式数を加算した。実際にはこれらは適用になることはないと思われる。変更承認についても同様の考えである。

40円については色々の考えがあ

別表2

風俗営業の許可又は遊技機の増設、交替その他の変更の承認に係る手数料の標準

(単位:円)

政令で定める者	現行	改正案	増減
<b>一 営業の許可を受けようとする者</b>			
(一) ぱちんこ屋等の営業について許可を受けようとする場合で当該営業所に認定を受けた遊技機以外の遊技機がないとき			
1 三月以内の期間を限って営む営業	16,000	15,000	-1,000
2 その他の営業	27,000	25,000	-2,000
(二) ぱちんこ屋等の営業について許可を受けようとする場合で当該営業所に認定を受けた遊技機以外の遊技機があるとき			
1 三月以内の期間を限って営む営業			
2 その他の営業	27,000円 +20円×α +(□-2,700円)×β	25,000円 +2,800円(特定未認定遊技機がある場合は5,600円) +2,400円×a +40円×α +(□-8,000円)×β	
<b>二 変更の承認を受けようとする者</b>			
(一) 認定を受けた遊技機以外の遊技機がない場合			
	3,400	2,400	-1,000
(二) 認定を受けた遊技機以外の遊技機がある場合			
	3,400円 +20円×α +(□-2,700円)×β	5,200円(特定未認定遊技機がある場合は8,000円) +2,400円×a +40円×α +(□-8,000円)×β	

(凡例)

a: 特定未認定遊技機(認定を受けた遊技機以外の遊技機であって検定を受けた型式に属する遊技機でないもの)の型式数  
 α: 認定を受けた遊技機以外の遊技機であって検定を受けた型式に属する遊技機の台数  
 β: 特定未認定遊技機の台数  
 □: 風営法施行令第10条の2の表の一の項の(三)の下欄に定める額

り、議論の過程では、一時2,300円となる話が出ていたが、最終的には40円に落ち着いた。

## 6 その他

・ 風営法20条、43条に規定されている「実費の範囲内」又は「実費を勘案」となるように金額を

設定している。

・ 各県の条例改正が必要であり、現在作業中であるが、施行は全統一して4月1日からとなる予定である。

## 7 質疑応答

・ (別な話として)  
 今回健全化機構の立ち入り拒否事案が発生したが、誓約書は極めて重たいものであり、機構設立から6年経過して誓約書の意義と機構の活動のそれぞれについての理解が薄れていないか。これらについて、店舗単位、従業員単位にまで周知徹底に努めていただきたい。

Q: 変更承認については、型式が異なるものでも加算額は同じということではないか。  
 A: そのとおりである。

Q: 施行令第十条の二の表の備考は大幅に変更されているが、この趣旨について再度お願いしたい。

A: 従前は一律に、2700円であったが、今回はより正確を期して、(一)~(三)までの場合分けをして書いた。同一型式内は2代目以降は40円(検定を受けた型式に属する遊技機の場合)、型式が異なるそれぞれ基本料金となる。現行規定の制定時は、「同一の型式に属する遊技機について、同じタイミングで認定申請されるのだろう」という想定だったので、このような規定ぶりになっていたものである。

Q: 風営法では、「政令で定める額を標準として」とあるが、各県同一金額の条例となると考えていいか。  
 A: あくまで標準ではあるが、地域による特段の事情がない限り、各県ともこの額で行くものと考えている。現在そのような特段の事情は承知していない。

Q: 仮に、指定試験機関が複数になった場合にも、同一料金であると考えていいか。  
 A: 同一である。

# 交野市のホール営業許可取消の判決について

## 原告適格と営業所の範囲が争点

11月27日に、大阪地裁において、交野市のパチンコホールの営業許可取消を命ずる判決がなされた。被告である大阪府は控訴しており、判決の確定には至っていないものの、その内容について波紋を呼んでいるので、判決内容について改めて紹介したい。

### 1 訴訟に至る経緯

当該建物・敷地の所有者は、平成20年12月に、1階部分をばちんこ屋に変更する旨の建築計画変更確認申請を行った。交野市の条例では、小中学校の敷地の周囲150m以内の区域のばちんこ遊技場の建築を禁止しており、市においては、建築の中止命令、警察署への告発、建築続行禁止の仮処分命令の申立等の措置を行ったが、いずれも退けられ、平成21年10月2日にホールの営業許可が出され、営業が開始された。同年12月28日、近隣の住民8名が、①建築の変更確認処分の無効確認と②営業許可処分の取消しを求めて提訴したものの。

### 2 訴訟の概要

訴訟の内容は、①、②においてそれぞれ、提訴した原告に対する原告適格・訴えの利益等当事者としての要件、及び実体的な訴えの事由の中心について争われた。

①については、原告側は、建築基準法及び市の条例の趣旨を引用して、平穏な生活が侵害されるおそれがあるとして、原告適格・訴えの利益を主張し、また、市条例に違反する等の主張をおこなったが、裁判所は、既に完了した工事については、訴えの利益なしとして、市条例との関係に踏み込まず、退けた。

②については、原告適格について、原告側は、近隣住民としての立場と児童の保護者としての立場を主張した。一方、被告側は、住居が営業制限地域で無いこと、及び教育施設から100m以上の規制は施設の設置者が有する利益であるとして、原告適格は認められない、とした。

裁判所は、騒音等の制限規定から近隣住民としての原告適格、又保護者としての立場からいずれも原告適格を認めたいえ、具体的な営業許可

の取消事由があるかについて、以下のように認定した。

### 3 具体的な争点について

(100m規制の該当の有無)

裁判所は一般的な判断基準として、「当該風俗営業に係る施設との構造上の一体性、客の利用実態等機能的一体性および管理者の同一性等を総合的に考慮し、当該風俗営業に係る客室を構成する部分と社会通念上一体とみられ、専ら当該風俗営業の用に供される施設と評価できる施設を営業所として評価するのが相当である。」としたうえで、争点となった各部分に対して判断し、営業許可処分は違法とした。

(なお、本件建物は6階建てマンションで、1階がホール、2階以上が共同住宅であり、全体として小学校から150m以内であるが、1階内の買取所及び狭い道路向かいの駐車場が100mに触れている。)

#### イ 本件建物1階全体

裁判所は、ばちんこ屋と同一の建物であるとの理由のみで1階全体を営業所とする理由はないとした。

#### ロ 本件駐車場

裁判所は以下の点から、営業所にあたるとした。

- ・道路が幅員4・6mと狭く、容易に客が往来できる
- ・駐車場にホールの看板、のぼりの設置、ホールの警備員による警備からみて、管理が一体である

#### ハ 本件景品交換所

裁判所は以下の点から、「事業主体が異なるとはいえ、管理上の一体性を有している」として、営業所にあたるとした。

- ・ホールとの構造上の一体性(倉庫と内壁1枚を隔てている)
- ・防犯カメラのうち、交換所出入り口を撮影した映像は、ホール事務所内で確認
- ・ホール従業員が交換所に定期的に入出入り
- ・本件ばちんこ屋で獲得した景品を換金する以外の客は皆無であると推認

#### ニ 景品交換所周辺建物部分・敷地部分

裁判所は、構造上の一体性は認められたものの(ゴミの集積場としての利用)、営業所としての評価は否定した。

#### ホ 本件更衣室

建物から30m離れた別マンション内の従業員更衣室については、  
・構造上の一体性が無く、客の利用は全く無い  
として、営業所にあたらなかった。

### 4 今後の動き

今回の判決では、原告適格の問題と、営業所の範囲が直接の争点であり、景品交換の在り方自体を争点としたものではなく、また、裁判所の原告適格の判断、営業所の範囲の事実認定にも問題となる点があるものと思われるが、買取所との関係等について一石を投じたものであることは間違いなく、今後ホールをめぐる訴訟の活発化が予想されるとともに、大阪高裁での判断が注目される。